

国土調査基準点管理保全規則

(目的)

第1条 この規則は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき水戸市が管理する国土調査基準点の管理保全について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において国土調査基準点とは、地籍図根三角点、地籍図根多角点及び細部図根点で、かつ永久標識を設置したものをいう。

(工事施工の届出)

第3条 国土調査基準点の付近で、その効用に支障をきたすおそれのある工事等を行なうもの(以下「工事施工者」という。)は、「国土調査基準点付近での工事施工届出書」(様式第1号)を市長に提出し、国土調査基準点の保全に必要な処置を講じなければならない。ただし、「国土調査基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第5号)により市長に申請し、承認を受けた場合はこれを省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたす恐れのある工事とは、次の各号に掲げるものとする。

(1)掘削底面から45度以上の線に国土調査基準点の構造物が入る掘削工事等

(2)車両及び重機等の振動が国土調査基準点に影響を及ぼす工事等

(3)その他国土調査基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)位置図、断面図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)

(2)引照点図及び測量資料

(3)写真(国土調査基準点、国土調査基準点周辺、全引照点を確認できるもの)

4 国土調査基準点付近での工事が竣工したときは、「国土調査基準点付近での工事竣工報告書」(様式第2号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)竣工写真(国土調査基準点、国土調査基準点付近を確認できるもの)

(2)国土調査基準点の異状の有無が確認できる点検測量等の成果(着工、竣工後が対比できる引照点図及び測量資料)

- 6 工事により、国土調査基準点の効用に支障をきたした場合には、原因者は「国土調査基準点復旧承認申請書」(様式第3号)により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない。(様式第4号)

(一時撤去及び移設)

第4条 国土調査基準点を一時撤去又は移設する必要がある場合には、「国土調査基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第5号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。(様式第7号)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1)位置図、平面図(掘削位置と国土調査基準点の位置関係が確認できるもの)

- (2)写真(国土調査基準点、国土調査基準点周辺が確認できるもの)

- (3)再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

- 3 何らかの理由により期間変更を行う場合には、「国土調査基準点(一時撤去・移転)期間変更承認申請書」(様式第6号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。(様式第8号)

(機能の回復)

第5条 国土調査基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合には、原則として当該国土調査基準点を既設と同様の構造により再設し、測量の成果を修正するものとする。

(機能回復の施行者)

第6条 国土調査基準点の再設は原則として原因者(測量会社による)が行わなければならない。

- 2 設置工事が竣工したときは「国土調査基準点設置工事竣工報告書」(様式第9号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

- 3 前項の規定により検査に合格しないときは、直ちに補修し再検査を受けなければならない。

- 4 検査に合格したときは、速やかに水戸市へ引き渡すものとする。

(費用の負担)

第7条 国土調査基準点の設置工事に要する費用(既設の国土調査基準点の取り壊し費用を含む。)及び測量作業に要する費用は、原則として原因者の負担とする。

(その他)

第8条 この規定に定めのない事項については、別途協議するものとする。

国土調査基準点の種類

区分	標識の規格	精度
地籍図根三角点	10×10×70cm 角柱 又は φ 75×90mm 以上の金属標	公共基準点 2 級相当
地籍図根多角点	7×7×60cm 角柱 又は φ 50×70mm 以上の金属標	公共基準点 3 級相当 (一次) 公共基準点 4 級相当 (二次)
細部図根点	7×7×60cm 角柱 又は 4.5×4.5×45cm 角柱 又は φ 50×70mm 以上の金属標	公共基準点 4 級相当